

## 日高川町原油・物価高騰対策支援金（製造業）Q & A（対象業種）

令和4年11月17日作成

### Q1-1 日本標準産業分類中における製造業とは

A この大分類には、有機または無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類されます。

### Q1-2 製造業と他産業との関係は

A 以下のとおりです。

#### (1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培または取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は大分類A－農業、林業または大分類B－漁業に分類される。**【対象外】**

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず、大分類B－漁業に分類される。**【対象外】**

(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず、大分類A－農業、林業に分類される。**【対象外】**

#### (2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。**【対象外】**

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。**【対象外】**

### (3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。**【対象外】**

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類Ⅰ－卸売業、小売業に分類される。

### (4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

#### (ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

#### **【対象外】**

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理または改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械または金属加工機をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

#### (イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。**【対象外】**

#### (ウ) と畜場

と畜場は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）[9521]に分類される。**【対象外】**

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。